

平成24年ダイジェスト(暫定値)

少年非行のあらまし

地域社会の絆で少年を非行から守りましょう。

滋賀県警察では非行少年を生まない社会づくりを推進中です。



平成24年中に滋賀県警察が検挙・補導した少年

平成24年中に検挙・補導した少年(交通法犯を除く)は6,148人で、前年に比べ682人(10.0%)減少しました。

非行少年の類型別では、ぐ犯少年は増加したものの、刑法犯少年、特別法犯少年は減少しました。

また、不良行為少年の補導人員は、前年に比べ506人(8.7%)減少しています。

平成24年中に検挙・補導した非行少年等の数

検挙・補導した少年の区分	平成24年	平成23年	増 減	
			人	%
刑法の罪を犯した少年	772	927	-155	-16.7%
うち犯罪少年(14歳以上)	559	675	-116	-17.2%
うち触法少年(14歳未満)	213	252	-39	-15.5%
特別法の罪を犯した少年	33	55	-22	-40.0%
うち犯罪少年(14歳以上)	17	35	-18	-51.4%
うち触法少年(14歳未満)	16	20	-4	-20.0%
ぐ犯(犯罪を犯すおそれのある)少年	4	3	1	33.3%
不良行為少年	5,339	5,845	-506	-8.7%
合 計	6,148	6,830	-682	-10.0%



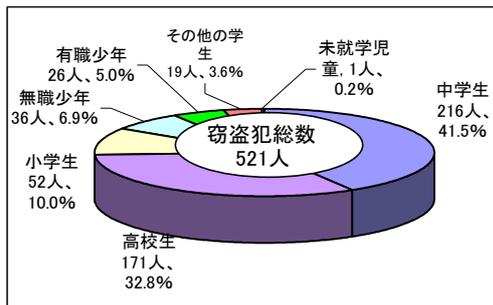
窃盗犯少年の減少

窃盗犯少年は521人で、前年に比べて120人(18.7%)減少しており、刑法犯少年全体の67.5%を占めました。

窃盗犯少年521人のうち、女子は113人で21.7%を占め、前年に比べ14人(11.0%)減少しました。

窃盗犯少年の学職別

中学生	216人(前年比-48人)
高校生	171人(前年比-39人)
小学生	52人(前年比-10人)
無職少年	36人(前年比-15人)
有職少年	26人(前年比 -8人)
その他の学生	19人(前年比 ±0人)
未就学児童	1人(前年比 ±0人)



窃盗犯少年では中学生と高校生が全体の74.3%を占めていました。

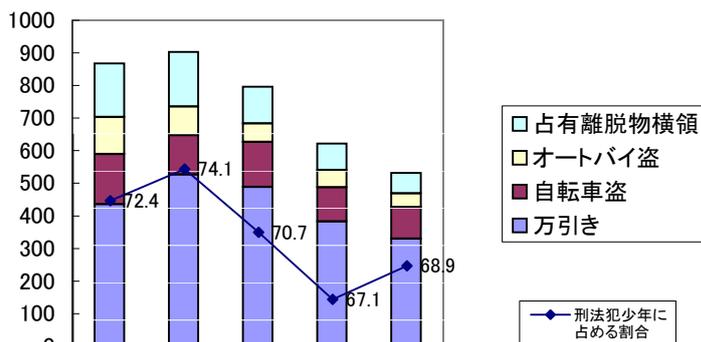
内容で見てもみると、万引きが窃盗犯全体の49.3%を占め、次いで自転車盗が14.4%となっています。



刑法犯少年の7割が初発型非行

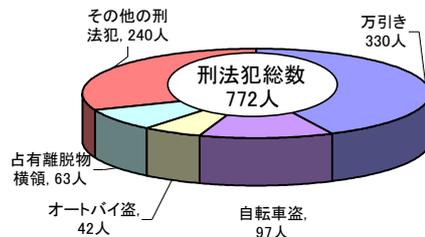
万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領のいわゆる初発型非行で検挙・補導した少年は532人で、前年に比べて90人(14.5%)減少となり、刑法犯少年全体の68.9%を占めています。

万引きは前年に比べ-53人(-13.8%)、自転車盗が-8人(-7.6%)、オートバイ盗が-11人(-20.8%)と全体的に減少しています。

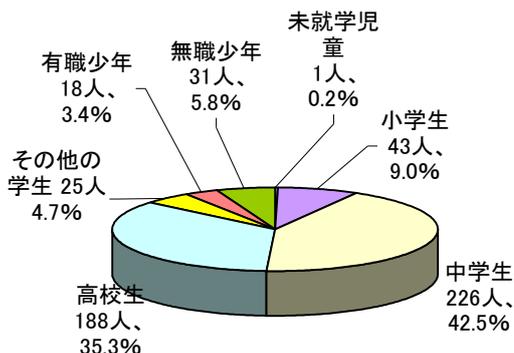


	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
初発型非行	868	903	796	622	532
万引き	436	527	489	383	330
自転車盗	154	120	138	105	97
オートバイ盗	113	89	57	53	42
占有離脱物横領	165	167	112	81	63
刑法犯少年に占める割合	72.4	74.1	70.7	67.1	68.9

刑法犯に占める初発型非行の状況



初発型非行の学職別状況



学職別では、中学生226人(42.5%)、高校生188人(35.3%)、小学生43人(9.0%)、無職少年31人(5.8%)、その他の学生25人(4.7%)、有職少年18人(3.4%)、未就学児童1人(0.2%)となっています。

「占有離脱物横領」とは、例えば、他人が盗んで置き去りにした自転車などを自分のものにする犯罪形態です。

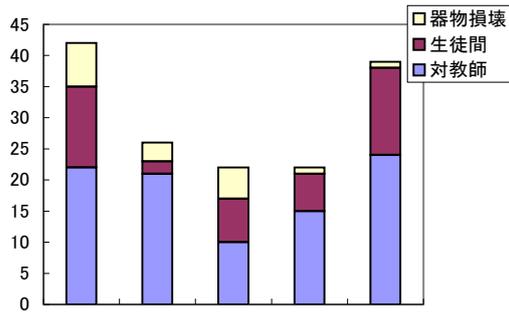


※初発型非行とは万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領の非行をいいます。



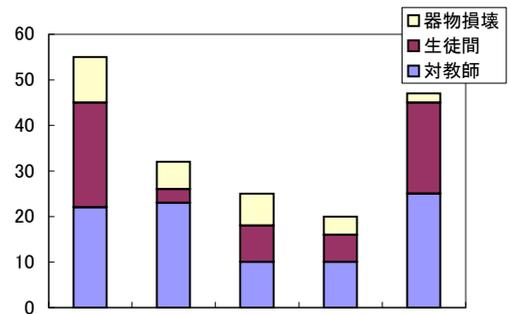
校内暴力事件の増加

検挙・補導件数の推移



	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
校内暴力	42	26	22	22	39
うち対教師	22	21	10	15	24
うち生徒間	13	2	7	6	14
うち器物損壊	7	3	5	1	1

検挙・補導人員の推移



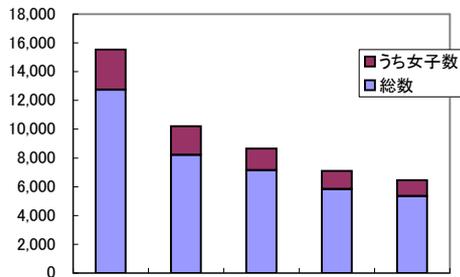
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
校内暴力	55	32	25	20	47
うち対教師	22	23	10	10	25
うち生徒間	23	3	8	6	20
うち器物損壊	10	6	7	4	2

検挙・補導した校内暴力事件は39件47人で、前年に比べ検挙・補導人員が17件27人増加しました。校内暴力事件は中学校での発生が36件で、全体の92.3%を占めました。対教師暴力事件が最も多く24件25人で、生徒間暴力事件は14件20人、器物損壊1件2人でした。



不良行為少年の減少

過去5年間の不良行為少年の補導状況



	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数	12,735	8,216	7,139	5,845	5,339
うち女子数	2,803	1,987	1,508	1,259	1,122

主な不良行為の補導状況

行為	補導人員		増減
	平成24年	平成23年	
深夜はいかい	2,872(746)	3,200(828)	-328 (-82)
喫煙	2,074(253)	2,236(295)	-162 (-42)
怠学	173(49)	205(78)	-32 (-29)
飲酒	64(21)	30(2)	34(19)
家出	57(32)	62(33)	-5(-1)
粗暴行為	41(6)	43(4)	-2(2)
暴走行為	26(9)	40(10)	-14(-1)
無断外泊	7(2)	3(3)	4(-1)
不健全性的行為	7(2)	5(3)	2(-1)
不健全娯楽	6(1)	7(0)	-1(1)
その他	12(1)	14(1)	-2(±0)
合計	5,339(1,122)	5,845(1,257)	-506(-135)

()内は女子数で内数

主な行為として、深夜はいかいは2,872人で前年に比べ328人減少、喫煙は2,074人で、前年に比べ162人減少、怠学は173人で前年に比べ32人減少、飲酒は64人で前年に比べ34人増加しています。



少年の福祉を害する犯罪等の状況

福祉犯により検挙した件数は37件で、前年に比べ18件減少しました。福祉犯被害少年は25人で、前年に比べ36人と全体的に減少しました。また、小学生の被害が出ています。携帯電話等を利用したゲームサイトやSNSサイト等の非出会い系サイト(コミュニティーサイト)に起因するものが増加傾向にあります。

	風営適正化法	児童福祉法	県青少年健全育成条例	児童ポルノ法	児童買春・児童ポルノ法	未成年者喫煙禁止法	出会い系サイト規制法	総数	平成23年	増減数	増減率
検挙件数	1	1	13	20	1	1	1	37	55	-18	-32.7%
被害少年	4	1	10	9	1	1	1	25	61	-36	-59.0%
小学生				1				1		1	
中学生			7	4	1			12	36	-24	-66.7%
高校生	4		3	4				11	9	2	22.2%
その他の学生											
有職少年									4	-4	-100.0%
無職少年		1						1	12	-11	-91.7%

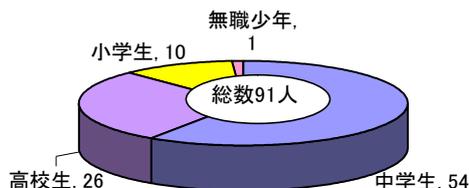


少年サポートセンター

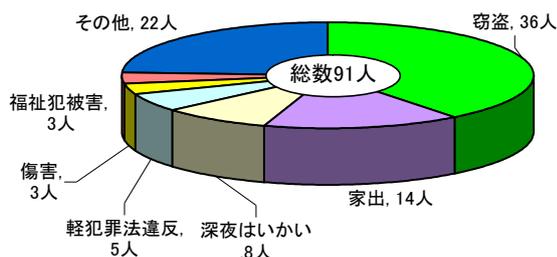
平成24年中に継続補導(非行や不良行為を繰り返す少年への指導)を行った少年は86人、うち64人は問題行動が改善され支援は終了しています。

また、継続支援(犯罪の被害に遭った少年や要保護少年への支援)を行った少年は5人、うち3人は問題行動が改善され支援は終了しています。

継続補導・支援した少年の学職別状況



継続補導・支援した少年の非行等の内容別状況



少年サポートセンターでは、「非行や不良行為を繰り返す少年」や「犯罪の被害に遭い心に傷を負った少年」に対して、専門的な見地から継続的に関わることによって立ち直りの支援を行っています。

少年に対する面接や保護者に対する助言に加え、関係機関とも連携しながら環境調整を行うことで、少年の問題行動の改善や社会への適応を図る支援を行います。

少年の立ち直り支援に関することは、少年サポートセンターにご相談ください。

大津少年サポートセンター

住所：大津市打出浜1-10
滋賀県警察本部庁舎北棟1階
電話：077-521-5735 (直通)
担当エリア：大津市、草津市、栗東市、守山市、野洲市、甲賀市、湖南市、高島市

米原少年サポートセンター

住所：米原市米原177-1
米原警察署内
電話：0779-52-0114 (直通)
担当エリア：近江八幡市、東近江市、彦根市、長浜市、米原市、蒲生郡、愛知郡、犬上郡

この資料で使っている用語は次のとおりです。

- 1 犯罪少年……14歳以上20歳未満の少年で罪を犯した者(交通法犯を除く。)
- 2 触法少年……14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者(交通法犯を除く。)
- 3 ぐ犯少年……20歳未満の少年で、その性格、行状等から判断して、将来何らかの罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者。
- 4 非行少年……上記「犯罪少年」、「触法少年」、「ぐ犯少年」を総称している
- 5 不良行為少年……20歳未満の少年で罰則の適用はないが、喫煙、飲酒等少年の健全育成上やめさせるべき行為をしておりそのまま放置すると非行にすすむ危険性のある者
- 6 刑法犯少年……刑法に定める行為をした犯罪少年及び触法少年(交通法犯を除く。)
- 7 特別法犯少年……覚せい剤取締法違反、毒物及び劇物取締法などの特別法令に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年(交通法犯を除く。)
- 8 初発型非行……万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領の非行